

このページでは神栖市の
様々な情報をご案内します



暮らし

オレンジカフェかみす

☎ 0299・91・1701
☎ 0299・91・1701



認知症の方やご家族の方、お茶を
飲みながらゆっくりお話ししませ
んか。認知症に関するご相談がある方
は個別相談も受け付けます。
認知症に関心のある地域住民の方
もぜひお越しください。
日時 8月27日(火) 午後1時30分
～3時30分
場所 保健・福祉会館
定員 15人(予約先着順)

市が加入している平和首長会議で
は、平和教育のさらなる充実を図る
ため、子どもたちを対象とした「平
和なまち」絵画コンテストを実施し
ます。詳しくは、平和首長会議ホー
ムページをご覧ください。
対象 市内在住または在学の6～15
歳の方(11月1日現在)
申込期限 9月30日(月)

「平和なまち」絵画コンテスト

☎ 0299・90・1125
☎ 0299・90・1125

県立高校 学校閉庁日

次の期間は、課外授業や部活動な
どの教育活動や、事務室の業務など
も原則休業となります。
閉庁期間 8月13日(火)～16日(金)
問合先
神栖高校
TEL 0299・92・4169
波崎高校
TEL 0479・48・0044
波崎柳川高校
TEL 0479・46・2711

全国家計構造調査

☎ 0299・90・1120
☎ 0299・90・1120

10～11月の2カ月間にわたり、
2024年全国家計構造調査が実施
されます。この調査は、家計におけ
る消費、所得、資産、負債の実態を
総合的に把握し、世帯の所得分布お
よび消費の水準、構造などを全国
的・地域別に明らかにすることを目
的として実施します。

8月から調査員が世帯を訪問し、
世帯主のお名前などをお聞きします
ので、ご回答をお願いします。調査
により集められた個人情報統計法
により保護され、厳重に管理されま
す。調査の詳細については市ホーム
ページをご覧ください。



みんなで話そう、農地のこと

☎ 農林課 TEL0299-90-1008
☎ 農業委員会事務局 TEL0299-90-1173

「地域計画」策定に取り組んでいます

地域計画とは…農業者や地域の皆さんの話し合いで作る「将来の農地利用の姿」を明確化
した地域農業の設計図です。

これまでの「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されました。農地利用を効率的かつ総合的に
図るため、地域で話し合った計画から「目標地図」を作成し明確化するものです。

地域計画策定の手順は、大きく分けて次の4つ

①地域の意向調査 ②協議の場 ③地域計画(目標地図)の作成 ④地域計画の実行

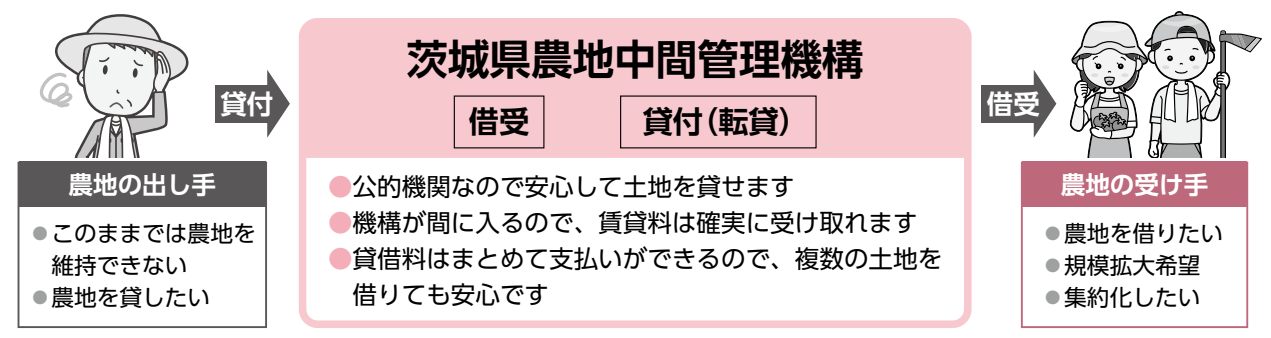
皆さんにご協力いただきたいのは、「②協議の場」への参加です。皆さんのお住まいの地域で協議の場
を設けます。近くで開催されるときは後継者や若者、配偶者など、皆さんでご参加ください。

地域農業を守るために、農地などの所有者の協力が大事です。荒れた農地は周辺の農作物にも支障を
きたします。皆さんのご協力をお願いします。

農地の貸し借りは「農地中間管理機構」を利用しましょう

農地中間管理機構とは…県、市、農業団体などが出資して組織されている法人であり、
地域によっては「農地バンク」「機構」「公社」などと呼ばれています。

農地の貸し借りは、2025年4月から原則として農地中間管理機構経由になります。
貸し借りをする方は、農林課または農業委員会事務局にご相談ください。
書類作成費用はかかりません。



相続登記の申請が義務化されました

4月1日から相続登記の申請が義務化されました。相続の開始があったことを知り、かつ、その所有
権を取得したことを知った日から3年以内に申請を履行しなければなりません。また、2024年4月1日
より前に発生した相続についても施行日から3年以内の登記申請が義務付けられています。早めに法務
局で相続登記を行ないましょう。なお、正当な理由がなく登記の申請を怠った場合、10万円以下の過
料が課されます。相続登記の一連の手続きは司法書士などの専門家に依頼することもできます。
詳しくは法務局ホームページをご覧ください。

農地の相続登記が完了したら、農業委員会への届け出も行ないましょう。